

○ 関係政令のうち公表するものの新旧対照条文及び経過措置

目次

○ 郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（第A一条関係）	1
○ 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）（第A二条関係）	5
○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（第A三条関係）	6
○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（第A四条関係）	7
○ 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）（第A五条関係）	8
○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第A六条関係）	9
○ お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）（第A七条関係）	10
○ 近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第五百五十九号）（第A八条関係）	11
○ 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（第A九条関係）	12
○ 中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）（第A十条関係）	13
○ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）（第A十一条関係）	14
○ 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（第A十二条関係）	15
○ 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）（第A十三条関係）	16
・ 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置	17
○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（第A十四条関係）	18
○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）（第A十五条関係）	19

○郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（第A一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（郵便貯金銀行の預入限度額） 第二条 法第七十七条第一号に規定する政令で定める預金等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める預金等とする。 一 （略） 二 日本郵政株式会社、<u>日本郵便株式会社</u>及び郵便保険会社から預金等を受け入れる場合 預金保険法第五十一条の二第一項第二号に掲げる要件に該当する預金及び準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百三十五号）第四条第二号に規定する定期性預金 2 （略） （金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限） 第二十一条 法第八十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 五 （略） 附 則 （関係法令の適用に関する経過措置） 第二条 （略）	（郵便貯金銀行の預入限度額） 第二条 （同上） 一 （略） 二 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社及び郵便保険会社から預金等を受け入れる場合 預金保険法第五十一条の二第一項第二号に掲げる要件に該当する預金及び準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百三十五号）第四条第二号に規定する定期性預金 2 （略） （金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限） 第二十一条 （同上） 一 五 （略） 六 <u>法第八十四条第一項の規定による命令</u> 附 則 （関係法令の適用に関する経過措置） 第二条 （略）

第二條の二 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の日（以下「平成二十四年改正法施行日」という。）前に次の表の第一欄に掲げる法令の規定により同表の第二欄に掲げる者が郵便事業株式会社に対してした同表の第三欄に掲げる法令の規定により同表の第二欄に掲げる者が日本郵便株式会社に対してした同表の第三欄に掲げる免許、許可又は指定とみなす。			
	第一欄	第二欄	第三欄
一	電波法第四条	総務大臣	免許
二	高圧ガス保安法第五条第一項	都道府県知事	許可
三	計量法施行令第四十一条第四項の規定により都道府県知事に適用があるものとされる計量法第二百七条第一項	都道府県知事	指定
2 平成二十四年改正法施行日前に郵便事業株式会社が次の表の第一欄に掲げる法律の規定により同表の第二欄に掲げる者に対してした届出は、それぞれ、日本郵便株式会社が同表の第一欄に掲げる法律の規定により同表の第二欄に掲げる者に対してした届出とみなす。			
	第一欄	第二欄	
一	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十二条	地方運輸局長	
二	高圧ガス保安法第五条第二項又は同法第二百七条の四第二項において準用する同	都道府県知事	

法第二十七条の二第五項	
三	下水道法第十一条の二第一項又は第十二条の三第一項
四	電気事業法第四十二条第一項又は第四十条第三項

3

平成二十四年改正法施行日前に郵便事業株式会社が行った次に掲げる占有又は行為は、それぞれ、日本郵便株式会社がした占有又は行為とみなす。

一

道路法第三十二条第一項又は第三項の規定により道路管理者が行った許可に基づく占有

二

都市公園法第六条第一項又は第三項の規定により公園管理者が行った許可に基づく占有

三

海岸法第七条第一項の規定により海岸管理者が行った許可に基づく占有

四

下水道法第二十四条第一項の規定により公共下水道管理者が行った許可に基づく行為又は同法第二十九条第一項の規定により都市下水道管理者が行った許可に基づく行為

五

河川法第二十四条又は第二十六条第一項の規定により河川管理者が行った許可に基づく占有又は行為

(道路運送車両法の適用に関する経過措置)

第四条

法第六十六条第一項の規定により承継会社等が旧公社の権利を承継する場合における当該承継に係る自動車（道路運送車両法第四条に規定する自動車をいう。）の取得に伴う移転登録については、道路運送車両法第二百二条の規定は、適用しない。

(道路運送車両法の適用に関する経過措置)

第四条

法第六十六条第一項の規定により承継会社等が旧公社の権利を承継する場合における当該承継に係る自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四条に規定する自動車をいう。）の取得に伴う移転登録については、道路運送車両法第二百二条の規定は、

2 (略)	(退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額に関する経過措置) 第十二条 整備法附則第七十九条第二項の規定による納付金については、整備法第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給の実績等を勘案して厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める金額を日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社が納付するものとする。
2 (略)	適用しない。 (退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額に関する経過措置) 第十二条 整備法附則第七十九条第二項の規定による納付金については、整備法第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給の実績等を勘案して厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める金額を承継会社が納付するものとする。

○予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）（第A二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（資金を日本銀行に交付して支払等をさせることができる場合） 第四十八条の二 会計法第二十一条第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 （略） 二 郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下この号において同じ。）の営業所及び郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）の業務を行うものをいう。）から債権者に対し現金支払をする場合 三 （略） ② （略）	（資金を日本銀行に交付して支払等をさせることができる場合） 第四十八条の二 （同上） 一 （略） 二 郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下この号において同じ。）の営業所及び郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局をいう。）から債権者に対し現金支払をする場合 三 （略） ② （略）

○公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（第A三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（通常葉書の表示） 第百九条の五 法第百四十二条第五項の規定により日本郵便株式会社に おいて通常葉書に表示をする場合においては、総務省令で定めるところ により有料無料を区別して選挙用である旨の表示をしなければなら ない。 （実費弁償及び報酬の額の基準等） 第百二十九条 （略） 2ゝ8 （略） 9 前項の文書を郵便で差し出す場合においては、引受時刻証明の取扱 いでこれを日本郵便株式会社に託した時をもつて、法第百九十七条の 二第五項の規定による届出があつたものとみなす。	（通常葉書の表示） 第百九条の五 法第百四十二条第五項の規定により郵便事業株式会社に おいて通常葉書に表示をする場合においては、総務省令で定めるところ により有料無料を区別して選挙用である旨の表示をしなければなら ない。 （実費弁償及び報酬の額の基準等） 第百二十九条 （略） 2ゝ8 （略） 9 前項の文書を郵便で差し出す場合においては、引受時刻証明の取扱 いでこれを郵便事業株式会社に託した時をもつて、法第百九十七条の 二第五項の規定による届出があつたものとみなす。

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（第A四条関係）

改 正 案	現 行
（第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物） 第三百三十条の四 法別表第二(イ)項第九号（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第一項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。 一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設で延べ面積が五百平方メートル以内のもの 二〃五 （略）	（第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物） 第三百三十条の四 （同上） 一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）<u>第二条に規定する郵便窓口業務を含む。</u>）の用に供する施設で延べ面積が五百平方メートル以内のもの 二〃五 （略）

（傍線の部分は改正部分）

○国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)(第A五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(年度の区分) 第三条 資金への受入金の会計年度所属は、次の区分によるものとする。 一、四 (略) 五 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)に規定する自動車重量税印紙に係る収入金は、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)第三条第五項の規定による納付に係る日本郵便株式会社において当該収入金に係る現金を収納した日の属する年度と同一の年度 六 (略) 2・3 (略)	(年度の区分) 第三条 (同上) 一、四 (略) 五 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)に規定する自動車重量税印紙に係る収入金は、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)第三条第五項の規定による納付に係る郵便事業株式会社において当該収入金に係る現金を収納した日の属する年度と同一の年度 六 (略) 2・3 (略)

○国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第A六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （郵便貯金銀行等の組織の再編成） 第三十四条の二 法附則第二十条の三第二項第三号ニ及び同項第四号ニに規定する政令で定める組織の再編成は、事業の全部若しくは一部の譲渡、合併又は会社分割の行為とする。 第三十四条の二の二 法附則第二十条の三第二項第三号ニに掲げる組織の再編成後の法人（この項の規定により同号ニに掲げる組織の再編成後の法人とみなされる法人を含む。）であつて同号の規定により財務大臣が定めたものが事業の全部若しくは一部の譲渡、合併又は会社分割を行つたときは、当該事業の全部若しくは一部を譲り受けた法人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は会社分割により当該事業を承継した法人を同号ニに掲げる組織の再編成後の法人とみなして同号の規定を適用する。 2 前項の規定は、<u>法附則第二十条の三第二項第四号ニに掲げる組織の再編成後の法人であつて同号の規定により財務大臣が定めたものにつ</u>いて準用する。	附 則 （郵便貯金銀行等の組織の再編成） 第三十四条の二 法附則第二十条の三第二項第四号ニ及び同項第五号ニに規定する政令で定める組織の再編成は、事業の全部若しくは一部の譲渡、合併又は会社分割の行為とする。 第三十四条の二の二 法附則第二十条の三第二項第四号ニに掲げる組織の再編成後の法人（この項の規定により同号ニに掲げる組織の再編成後の法人とみなされる法人を含む。）であつて同号の規定により財務大臣が定めたものが事業の全部若しくは一部の譲渡、合併又は会社分割を行つたときは、当該事業の全部若しくは一部を譲り受けた法人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は会社分割により当該事業を承継した法人を同号ニに掲げる組織の再編成後の法人とみなして同号の規定を適用する。 2 前項の規定は、<u>法附則第二十条の三第二項第五号ニに掲げる組織の再編成後の法人であつて同号の規定により財務大臣が定めたものにつ</u>いて準用する。

○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）（第A七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（寄附金の配分を受けようとする団体の公募） 第一条 <u>日本郵便株式会社</u>（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。	（寄附金の配分を受けようとする団体の公募） 第一条 <u>郵便事業株式会社</u>（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。

○近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）（第A八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設） 第二条 法第八条第一項第三号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一 次に掲げる施設のうち、交通通信網の幹線又は交通通信の拠点として広域的に整備する必要があるもの イ〜ヘ （略） ト <u>日本郵便株式会社又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が設置する通信施設</u> 二・三 （略）	（広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設） 第二条 （同上） 一 （同上） イ〜ヘ （略） ト <u>郵便事業株式会社又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が設置する通信施設</u> 二・三 （略）

○行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（第A九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。 一～四 （略） 五 日本たばこ産業株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社日本政策金融公庫 六・七 （略）	（同上） 一～四 （略） 五 日本たばこ産業株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社及び株式会社日本政策金融公庫 六・七 （略）

○中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）（第A十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（交通施設及び通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの） 第一条 道路、鉄道、港湾、空港、運河等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次に掲げる施設のうち交通通信網の幹線又は交通通信の拠点として広域的に整備する必要があるものの整備に関する事項とする。 一〇七 （略） 八 <u>日本郵便株式会社</u>又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）<u>第二条第五号に規定する電気通信事業者が設置する通信施設</u>	（交通施設及び通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの） 第一条 （同上） 一〇七 （略） 八 <u>郵便事業株式会社</u>又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）<u>第二条第五号に規定する電気通信事業者が設置する通信施設</u>

○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（第A十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第十一条第一項第十二号の政令で定める施設） 第五条 法第十一条第一項第十二号の政令で定める施設は、電気通信事業の用に供する施設又は防風、防火、防水、防雪、防砂若しくは防潮の施設とする。 （適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物） 第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。 一〇十 （略） 十一 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物 十二〇三十 （略）	（法第十一条第一項第十一号の政令で定める施設） 第五条 法第十一条第一項第十一号の政令で定める施設は、電気通信事業の用に供する施設又は防風、防火、防水、防雪、防砂若しくは防潮の施設とする。 （適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物） 第二十一条 （同上） 一〇十 （略） 十一 郵便事業株式会社が設置する郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第三条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物 十二〇三十 （略）

○文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（第A十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第九十四条第一項の政令で定める法人） 第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、<u>阪神高速道路株式会社</u>、<u>東日本高速道路株式会社</u>、<u>東日本電信電話株式会社</u>、<u>北海道旅客鉄道株式会社</u>、<u>本州四国連絡高速道路株式会社</u>及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。	（法第九十四条第一項の政令で定める法人） 第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、<u>阪神高速道路株式会社</u>、<u>東日本高速道路株式会社</u>、<u>東日本電信電話株式会社</u>、<u>北海道旅客鉄道株式会社</u>、<u>本州四国連絡高速道路株式会社</u>、<u>郵便局株式会社</u>及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）（第A十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 第三条（略） 2 出願人は、前項の規定による告示の日の翌日以後その日の属する年の十二月三十一日までの間は、法第十条第一項の規定にかかわらず、国際予備審査の請求をすることができない。ただし、当該告示の日の翌日以後に国際予備審査の請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務であつて経済産業省令で定めるものにより特許庁に到達した場合において、その請求書を日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局を含む、郵便の業務を行うものに限る。）に差し出した日が当該告示の日以前であることを郵便物の受領証により証明したとき又はその郵便物若しくは信書便法第二条第三項に規定する信書便物の通信日付印により明瞭に表示された日が当該告示の日以前であるときは、この限りでない。	附 則 第三条（略） 2 出願人は、前項の規定による告示の日の翌日以後その日の属する年の十二月三十一日までの間は、法第十条第一項の規定にかかわらず、国際予備審査の請求をすることができない。ただし、当該告示の日の翌日以後に国際予備審査の請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務であつて経済産業省令で定めるものにより特許庁に到達した場合において、その請求書を郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）に差し出した日が当該告示の日以前であることを郵便物の受領証により証明したとき又はその郵便物若しくは信書便法第二条第三項に規定する信書便物の通信日付印により明瞭に表示された日が当該告示の日以前であるときは、この限りでない。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第 条 この政令の施行の日前にされた第A十三条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出

願等に関する法律施行令附則第三条第二項の規定による郵便事業株式会社の営業所であつて平成二十四年改正法附則第十七条の規定による改正前の郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）への差出しは、第A十三条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令附則第三条第二項の規定の適用については、日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局を含み、郵便の業務を行うものに限る。）への差出しとみなす。

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（第A十四条
関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定公共機関） 第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。 一〓三十四 （略） 三十五 <u>日本郵便株式会社</u> 三十六〓三十九 （略）	（指定公共機関） 第三条 （同上） 一〓三十四 （略） 三十五 <u>郵便事業株式会社</u> 三十六〓三十九 （略）

○郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）（第A十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第十一条（略） 2 郵政民営化法第七十条の規定の適用がある間における第九条の規定による改正後の地方自治法施行令第六十八条の規定の適用については、同条第一項中「一の金融機関」とあるのは「一の金融機関（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行を除く。）」と、同条第二項中「一の金融機関」とあるのは「一の金融機関（郵政民営化法第八十条第一号に規定する内閣総理大臣及び総務大臣が告示する区域にその主たる事務所が所在する市町村以外の市町村にあつては、同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行を除く。）」とする。	附 則 （地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第十一条（略） 2 郵政民営化法第七十条の規定の適用がある間における第九条の規定による改正後の地方自治法施行令第六十八条の規定の適用については、同条第一項中「一の金融機関」とあるのは「一の金融機関（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行を除く。次項において同じ。）」とする。